〇 公益上の理由による裁量的開示

【法7条関係】

に関する件」

- 173 | 答申 1 3 (行情) 1 2 「特定個人に係る前科等の 不開示決定 (存否応答拒否)
 - ・ 特定個人の前科等の有無 に関する情報を開示する ことにつき、7条該当性を 否定した例

1 本件文書の性質等

本件文書は、特定個人に係る前科・前歴記録及びその内容を記録しているものであり、本件文書の存否を答えることは、当該個人の前科・前歴の有無を答えることと同様の結果が生じることとなるものと認められる。

(略)

4 特定個人に係る前科・前歴の有無と法7条該当性

法7条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要であると認めるときは、行政機関の長は当該行政文書を開示することができる旨を定めたものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

そこで検討すると、当該特定個人は、本件不開示決定当時、内閣総理大臣であり、内閣の首長として行政権を掌握する立場にあったこと、また、現在においても引き続き衆議院議員であること、さらに、第150回国会衆議院予算委員会(平成12年9月28日)において、自己の犯歴の存在を明確に否定していること等を総合して考慮すると、同人の前科・前歴の有無は、その資質や適性を判断する上での情報であり、国民の正当な関心の対象となり得るものとして、これを公開することには一定の公益性が認められる。

しかしながら、前科・前歴の有無は、個人の名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であり、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つであることから、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものである。また、警察が収集・保有している前科・前歴に関する情報は、犯罪捜査など刑事司法の資料とされるものであることから、一般の行政情報とは異なった格段の秘密保持が求められるものである。ちなみに、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和63年法律第95号)においては、13条1項により、「刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイル」は、本人からの開示請求であっても、請求の対象外とされているところである。

以上を踏まえて検討すると,前科・前歴の有無を公開する公益上の 必要性は,一定程度において認められると言えるものの,これをみだ りに公開されない保護利益と比較衡量すると,相対的に低いと判断さ れる。

したがって、当該特定個人の前科・前歴の有無に関する情報を開示することは、公益上特に必要であるとは認められないとした諮問庁の 判断は妥当である。

174 答申13 (行情) 71

「平成9年の死刑執行報告 書の不開示決定に関する件」

・ 死刑執行に関する情報の 取扱について7条該当性 を認めなかったことを裁 量権の逸脱ないし濫用と しなかった例

3 法7条の公益開示について

異議申立人は、被執行者の氏名その他の当該個人を識別することができる情報を開示することにより、一部の被執行者の遺族が精神的に苦痛を受ける可能性があるとしても、死刑執行という究極の権力行使をめぐる透明性確保という公益と比較した場合、前者の優先度は低いと言わざるを得ず、これを開示すべきである旨主張しており、この主張は、上記第2の2(4)記載のその他の主張と相まって、法7条の規定に基づく公益開示の主張とみるのが相当であるので、この点につき以下検討する。

確かに、死刑執行という究極の権力行使をめぐる透明性の確保は、 重要な意義を有するものであり、このような権力行使に対しては国民 の検証が必要であるとする異議申立人の主張は傾聴に値する。

他方、被執行者の遺族については、死刑が究極の刑罰であり、その 執行を受けたという事実が当該被執行者はもとより、その遺族の名誉 や信用に重大な影響を及ぼす情報であることから、本件行政文書が開 示された場合には、改めて様々な非難や中傷等が加えられることが容 易に予想され、事件後相当の期間を経てようやく取り戻された生活の 平穏が再び侵害され、また、新たな精神的苦痛を受けるおそれがある ものと認められる。異議申立人は、死刑執行時に被執行者の氏名が余 さず報道されていることから、諮問庁がこれをオーソライズしたとし ても被執行者の遺族の精神的苦痛とは全く関係がない旨主張するが、 執行時のマスコミ等による報道は、報道機関としての社会的使命に基 づき、独自の取材により、その時点の状況に即応した報道として行わ れているものであって、諮問庁が、法に定める開示請求に基づき、何 人からの請求に対しても、その目的を問わず、いかなる時期において もこれを公的な立場から公表することとした場合とは自ずから異な るものがあり、その公表によって、被執行者の遺族に改めて上記のよ うな精神的苦痛を与え、その権利利益を侵害するおそれがあることは 否定できない。この点に関する異議申立人の主張は採用することがで きない。

ところで、死刑はもとより国家が刑罰権を行使するに当たっては、何人にも捜査・公判における適正な手続が保障されているところであり、死刑をめぐる刑罰権行使の透明性の確保については、裁判過程における厳格な手続やその公開が極めて重要な機能を果たしているが、本件行政文書の一部が不開示とされることにより、裁判確定後の死刑の執行手続における適正さの確保については、国民がそのすべてを検証できるわけではないこととなる。しかし、少なくとも、法務大臣が執行命令を発したこと、これに基づき、高等検察庁検事長等の職にある検察官が執行を指揮し、法令に定められた検察官等の職にある者の立会いの下に執行されたこと自体は確認することが可能であって、これらの点を考慮すると、被執行者の識別情報等を開示することによる利益が上記のような当該遺族の権利利益の保護の必要性を上回るものとは認められない。

法7条の規定は、行政機関の長の高度の行政的な判断による裁量的な開示を認めた規定であり、今後、諮問庁において死刑執行に関する情報の取扱いについてなお検討の上、その政策的判断が変更される余

地はあるとしても、現時点において、同条による公益的開示をしないことにつき裁量権の逸脱ないしはその濫用があるとは認められない。

- 175 答申22 (行情) 559 「特定日に提出された特定 会社による特定不動産の鑑 定評価書の一部開示決定に 関する件(第三者不服申立 て)」
 - ・ 特定会社による特定不動 産の鑑定評価書につき、法 7 条による公益上の理由 による裁量的開示をすべ きであると諮問庁の主張 を妥当としたもの

5 法5条2号イの該当性等について

(略)

(2) 著作権法所定の公表権について (略)

ア 本件対象文書は、不動産鑑定評価を業務とする特定会社1の発意に基づきその職務に従事する不動産鑑定士がその職務上、本件評価対象不動産の価格形成要因を分析し鑑定意見として鑑定評価額とその結論に至る経緯を表したもので、特定会社1の名義で鑑定委託者である総務省に納品したものであることが認められ、本件対象文書の見分の結果に照らしても文書全体として著作者の思想を創作的に表現したものと言え、著作権法2条1項1号の著作物に該当すると認められる。

また、著作権法15条1項によりその著作者は特定会社1であると認められる。

さらに、本件対象文書のうち、鑑定評価額、対象不動産の所在 地、面積及び構造など、一部の情報は既に公表されていることが 認められるものの、本件対象文書全体が特定会社1により既に公 表されていることをうかがわせるような事実は認められない。

したがって、本件対象文書は著作権法上の未公表の著作物に該 当すると認められる。

イ 本件対象文書は、処分庁と特定会社1との鑑定業務受託契約により、特定会社1が作成し、処分庁に提出したものである。

当審査会において、諮問庁より本件鑑定評価に係る処分庁と特定会社1との不動産価格に係る鑑定評価の請負契約書の提示を受けて確認したところ、当該請負契約書には著作者人格権の行使に関する規定は認められないが、本件対象文書に「提出した評価書は、広報出版あるいは公表の権利を与えたものではない。」ことが明記されており、特定会社1が、著作権法18条3項1号に規定する公表されることにつき同意したものとの推定はできないものと解される。

また、特定会社1は、原処分前の処分庁からの意見照会に対して、平成21年4月27日付け行政文書の開示に関する意見書を処分庁あてに提出しており、本件対象文書の開示により特定会社1が不利益を被る旨の意思表示をしている。

処分庁は、平成21年7月31日付けで本件開示請求についての開示決定を行っていることから、特定会社1による上記意思表示は、著作権法18条3項1号に規定する「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合」に当たるものである。特定会社1が前記意思表示の際に著作権法の条文あるいは公表権について言及していないからといって、同号所定の別段の意思表示に該当しないと言うことはできない。

ウ したがって、未公表の著作物である本件対象文書を公にすることにより、特定会社1の著作権法上の公表権を侵害し、その意味において、特定会社1の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあることから、本件対象文書記載の情報は、原処分において開示するとされた部分を含めて、全体として、法5条2号イに該当することとなる。

6 法7条による開示について

(略)

(1) 本件対象文書の性格

ア 著作権法上、公表権は対象が未公表の著作物でありさえすれば 生じることから、著作者から行政庁に提出された文書は、別段の 意思表示があれば不開示となるのが通常となり、広く行政機関の 保有する情報を対象とする情報公開制度の趣旨は損なわれるこ ととなる。

そこで、法に基づく一定の場合の開示については、著作者の意思のいかんを問わず、公表権の規定を適用しないこととされており(著作権法18条4項)、具体的には、①法5条1号ただし書口及び2号ただし書の場合、②同条1号ただし書への場合及び③法7条の開示の場合には公表権の規定は適用されない。

したがって、本件対象文書の著作権法上の公表権によって確保 されるべき利益は、情報公開制度の趣旨・目的に照らし、事柄の 実質に沿って判断する必要がある。

イ 本件対象文書は、特定会社1が本件評価対象不動産の価格形成 要因を分析し鑑定評価額を示したものであり文書全体として特 定会社1の思想を創作的に表現したものと認められる。

しかしながら、「不動産鑑定士は、良心に従い、誠実に鑑定評価等業務を行うとともに、不動産鑑定士の信用を傷つけるような行為をしてはならない」(不動産の鑑定評価に関する法律5条)のであって、「不動産鑑定業者は、不動産の鑑定評価の依頼者に、鑑定評価額その他国土交通省令で定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなければならない」(同法39条)こととされており、鑑定評価額を導くまでのプロセスについては、鑑定評価基準に沿って行われるものである。なお、鑑定評価基準に従わず故意に不当な鑑定評価を行うことは、不動産鑑定士の懲戒事由にも当たるものであるとされている。

不動産価格の鑑定は、資格を有する不動産鑑定士が、その専門知識及び経験に基づき、必要な情報を収集、分析して行うものであるが、対象不動産自体やその上の権利の価格等を客観的に評価するという機能が重視される実用性の高いもので、少なくとも鑑定委託者等一定範囲の者には伝達されることは当然の前提とされており、鑑定評価書に記載する事項は鑑定評価基準で定められている。このような不動産鑑定や鑑定評価書の性格を踏まえるととともに本件対象文書の開示部分の内容が前記5(1)のとおりであることを考慮すると、当該部分の創作性に関する独自性において、絵画や小説などの著作物と本件対象文書の開示部分とでは差が認められ、同部分は絵画や小説などに比べて著作者の人格との結合性の程度が弱いものと認められる。

また、本件対象文書については、特定会社1が本件評価対象不動産の鑑定評価書を作成したという情報及び本件鑑定評価書の

結論である本件評価対象不動産に対する特定会社1の鑑定評価額は、既に公にされている。

以上のことを踏まえれば、著作者人格権である公表権を保護する必要性はさほど強いとは言えない。

ウ 本件評価対象不動産はいずれも、元国有財産であったものが特定公社の設立に伴い同公社が承継し、更に民営化によって民間会社である特定会社2が所有するに至った財産であるが、特定会社2は、現在、政府が全株式を所有する会社であることからすると、本件評価対象不動産は、社会的観点から見ると国民の財産としての性格をも有していると認められる。

そして、当初、特定会社2が決定した本件評価対象不動産を含む多数の不動産の特定会社3への一括売却に関して、認可庁である総務省が個別施設には黒字施設があるにもかかわらず一括売却を行ったことや売却金額が低いことなどの問題点を指摘したことから、本件評価対象不動産を含む多数の不動産の売却の在り方について社会的、政治的な論議が生じ、その結果、特定会社2は本件評価対象不動産を含む多数の不動産の一括売却を断念した経緯がある。

その中で、処分庁は、特定会社2が行った本件評価対象不動産 の評価に対して、独自の評価に基づきその売却額についての問題 点を指摘しており、本件対象文書は、処分庁が行った独自の評価 の根拠となったものである。

(2) 本件対象文書の公表権の制約

特定会社1の公表権は本来保護されるべきものではあるものの、その必要性は必ずしも強くないものであり、本件対象文書の内容の一部は既に公にされていることを踏まえて、上記のような本件評価対象不動産を含む多数の不動産の一括売却をめぐる社会的、政治的論議の中で、総務省の行った独自の評価の根拠となった本件対象文書中の本件開示部分の性質に着目した場合、少なくとも原処分において処分庁が開示するとしている部分については、上記のような特定会社2の行おうとした不動産の一括売却をめぐる社会的、政治的論議における総務省の独自の評価の根拠を明らかにする説明責任の充足といった公益目的のため、本件対象文書について特定会社1の公表権が制約を受けることは、情報公開制度の趣旨に照らしてやむを得ないものと認められる。

したがって、諮問庁の本件対象文書の開示部分については法7条に定める公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合であるとの主張は妥当であり、著作権法18条4項1号の規定に基づき、同条1項を適用しないこととすべきである。

30-13 答申30 (行情) 376及 び377

「特定個人が特定少年施設 で受けた医療的措置等に関 する文書の不開示決定(存 否応答拒否)に関する件 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について (略)

(3) また、審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示も求めているが、 本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を 拒否すべきものと認められる本件においては、同条は適用できな い。 本件対象文書につき、
その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきと認められる本件においては、法7条(裁量的開示)は適用できないと判断した例